

奨学金給付事業の見直しについて

1 趣旨

本市におきましては平成29年度より、意欲と能力のある子どもたちが、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学機会が得られるよう、藤沢市給付型奨学金制度（以下、「市奨学金」という。）を実施し、現在6名の奨学生がこの奨学金を受給しております。

この度、令和2年4月より、国における高等教育の修学支援新制度（以下、「国奨学金制度」という。）が開始され、低所得世帯の高等教育進学への支援が充実されます。

しかし、所得によっては国奨学金制度だけでは学費が十分に補えない世帯があるため、市奨学金制度の一部見直しを行い、国奨学金制度の併給を可能とすることで、対象世帯の拡充を図ります。

2 国奨学金制度の概要

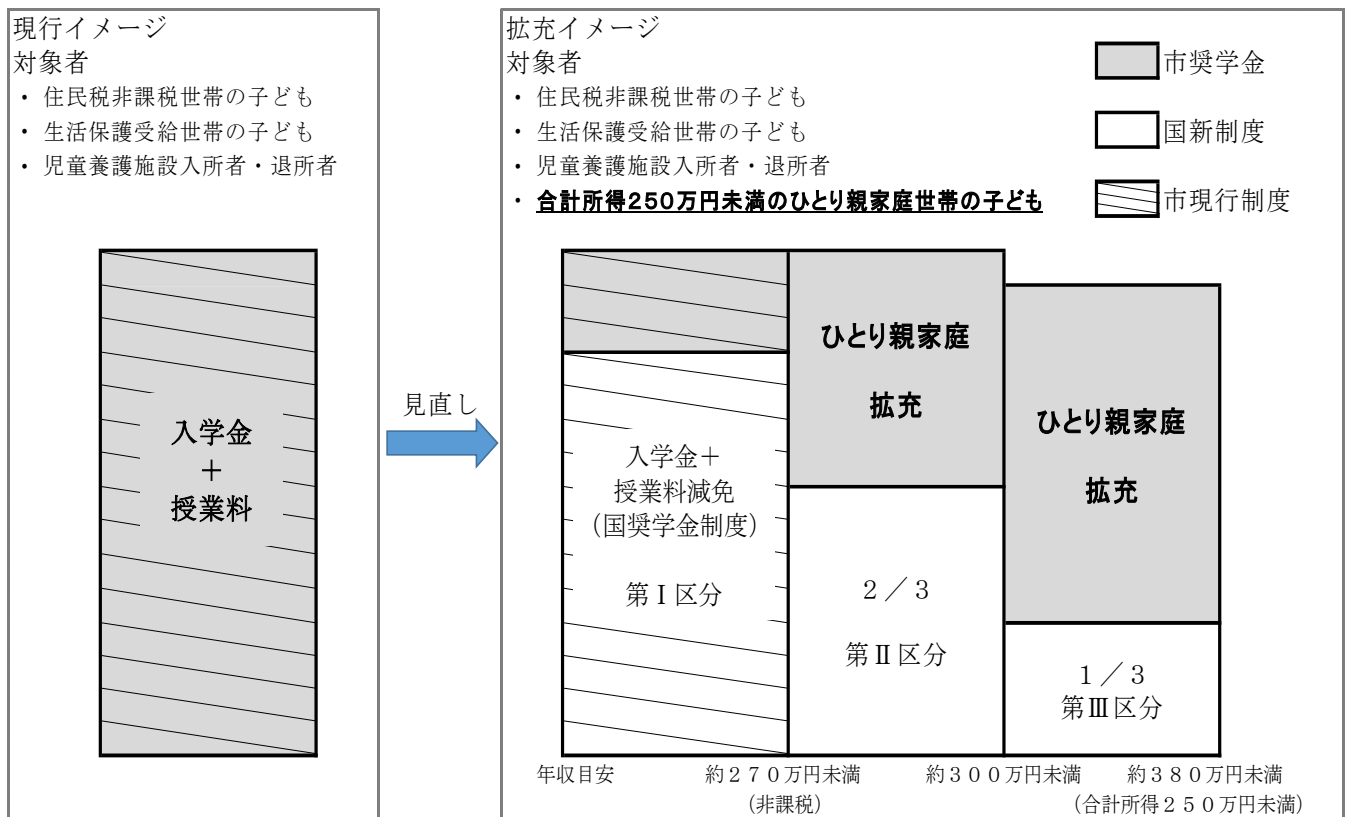
4ページ資料参照

3 見直しのポイント

市奨学金制度の見直しにあたっては、学習支援団体等からのご意見を踏まえて、以下のとおり見直しを行います。

- (1) 対象となる世帯収入について、これまでの住民税非課税世帯から、合計所得250万円未満の収入のあるひとり親家庭世帯を対象とし、対象世帯の拡充を図ります。

<対象世帯拡充のイメージ>



- (2) 給付人数について、3人から6人程度に拡大します。

4 具体的な見直しの内容について

	項目	現行	見直し後
1	対象校	学校教育法に定める大学, 専門職大学, 短期大学, 専門職短期大学, 高等専門学校, 専門学校	高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等という）
2	対象者の世帯（収入）要件	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の子ども ・生活保護受給世帯の子ども ・児童養護施設入所者・退所者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の子ども ・生活保護受給世帯の子ども ・児童養護施設入所者・退所者 ・合計所得250万円未満のひとり親家庭世帯の子ども
3	給付人数	3人	6人程度
4	入学準備奨学資金の給付	1回 30万円以内	1回 15万円以内
5	学費奨学資金の給付	年額 72万円以内	年額 40万円以内
6	併給	給付型奨学金との併給は不可 貸与型奨学金との併給は可能	給付型奨学金との併給は原則不可。 高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金 と貸与型奨学金との併給は可能
7	学力・資質基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・高校2年次学年末での評定平均が3.1以上及び学習意欲について高校等からの推薦がある生徒等 ・面接, 小論文にて学業に対する意欲等を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・①高校2年次学年末での評定平均が3.5以上もしくは②明確な学習意欲について学校から推薦がある生徒等 ・面接, 小論文にて学業に対する意欲等を評価
8	アフターフォロー	面談等を実施し, 関係部署と連携をとり, 必要に応じて助言を行う。	同 左
9	廃止, 返還	大学を退学, 除籍等の場合は, 以降の給付を打ち切り, 給付した奨学金の返還を求める（理由により返還（全部・一部）又は免除）	

5 現行と改正後の給付内容の比較（私立大学の場合）

現行

	非課税世帯	
	入学金	授業料
平均額	300,000 円	720,000 円
市給付額	300,000 円	720,000 円
本人負担額	0 円	0 円



改正後

	第Ⅰ区分 (非課税世帯)		第Ⅱ区分(2/3) (年収目安300万円)		第Ⅲ区分(1/3) (年収目安380万円)	
	入学金	授業料	入学金	授業料	入学金	授業料
平均額 (※)	300,000 円 (410,000 円)	720,000 円 (1,100,000 円)	300,000 円 (323,400 円)	720,000 円 (866,700 円)	300,000 円	720,000 円
国制度 減免額	260,000 円	700,000 円	173,400 円 ※第Ⅰ区分の2/3	466,700 円 ※第Ⅰ区分の2/3	86,700 円 ※第Ⅰ区分の1/3	233,400 円 ※第Ⅰ区分の1/3
市給付額 (上限額)	40,000 円 (150,000 円)	20,000 円 (400,000 円)	126,600 円 (150,000 円)	253,300 円 (400,000 円)	150,000 円	400,000 円
本人負担額	0 円	0 円	0 円	0 円	63,300 円	86,600 円

平均額欄(※)内は、本人負担額がなくなる学費等の上限額です。

6 その他

- ・令和元年度までに採用された奨学生についても、支援を継続するとともに、国の減免が適用される場合には、適用後の授業料等を対象経費として支援します。
- ・白石敬子奨学金（医学部・歯学部進学向け給付型奨学金）についても、国奨学金制度を併給可とし、制度を継続します。

7 事業スケジュール（案）

<令和2年度>

- (1) 事業周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・6月以降
(ホームページ、広報ふじさわ掲載、チラシ配布)
- (2) 募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・8月～9月
- (3) 選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・10月～11月
- (4) 奨学生の内定・・・・・・・・・・・・・・・・11月
- (5) 奨学生及び給付金額の決定・・・・・・・・1月～3月
- (6) 入学準備奨学資金の支払い・・・・・・・・1月～3月

以上

(事務担当 教育部教育総務課)

国における高等教育の修学支援新制度について

1 制度趣旨

支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②学生生活を送るために必要な生活費等相当の給付型奨学金の支給を併せて拡充するもの。

2 対象

- ・住民税非課税世帯等及びそれに準ずる世帯の生徒等
- ・①高校等における全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上である生徒等
- ②①に該当しない場合は、明確な進路意識と強い学びの意欲を有している生徒等

3 対象校

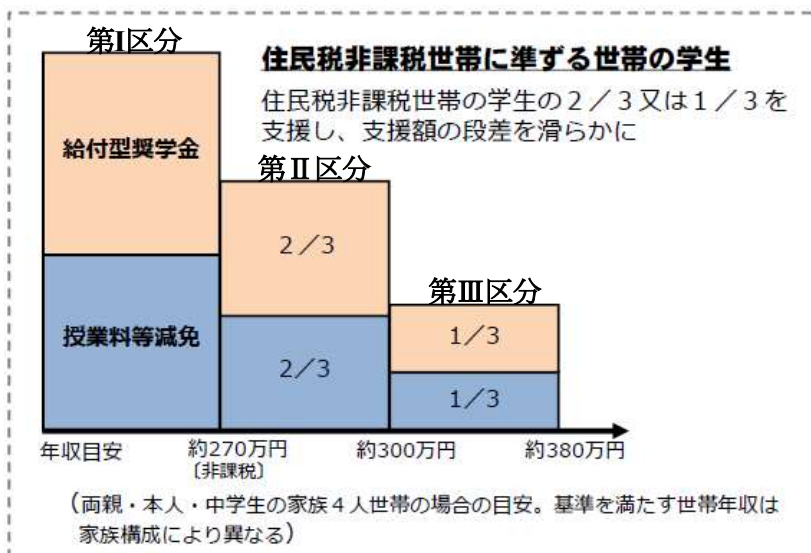
大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

4 実施時期

令和2年4月1日より

5 支援内容

住民税課税世帯等の学生に対して下表の額が減免・支給される。非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、世帯収入に応じて2/3又は1/3が減免・支給される。



(1) 授業料等の減免上限額(年額) ※住民税非課税世帯等の場合

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

(2) 給付型奨学金の支給額 ※住民税非課税世帯等の場合

		自宅生		自宅外生	
		月額	年額(参考)	月額	年額(参考)
大学, 短大, 専門学校	国公立	29,200円	350,400円	66,700円	800,400円
	私立	38,300円	459,600円	75,800円	909,600円